

窓口体制について (横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例)

横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例の事前協議及び届出の手続きについて、次のとおり取り扱いします。

1 事前協議

- (1) ご来庁による窓口での協議対応に加え、Eメールによる協議対応を可能とします。なお、Eメールによる資料送付時には必ず担当者に電話連絡をしてください。

【Eメールの送付先】

横浜市道路・交通政策局 道路政策課 附置義務担当 宛
Eメール：do-huchi@city.yokohama.lg.jp

- (2) Eメールによる資料送付後、担当者から修正点等の指摘事項を連絡します。修正がある場合、紙媒体での設置（変更）届出提出前に修正図書をEメールで再度送付し、担当者の事前確認を得てください。
- (3) Eメールへの添付資料は PDF形式とし、概ね5MB までのファイルは受信可能ですが、ファイルによっては本市のセキュリティにより受信ができない場合があります。

※相談時期や必要書類は窓口での協議対応の場合と同様ですので、ホームページに掲載している「自転車駐車場の附置等に関する手引」をご確認ください。

2 設置（変更）届出

- (1) ご来庁による窓口での提出に加え、郵送での提出を可能とします。必ず担当者に事前の電話連絡をしてください。ただし、事前協議が未完了の案件の郵送提出は、対応できません。

【郵送提出の送付先】

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 29階
横浜市道路・交通政策局 道路政策課 附置義務担当 宛

- (2) 送料は届出者の負担とし、レターパックでご送付ください。また、郵送にて受取りを希望する場合は、宛先を記載した返信用のレターパック（送料は届出者の負担）を同封してください。
- (3) 届出の受付日は、道路政策課に郵便が届いた日とします。
- (4) 届出書に修正又は不備がある場合は、返送又は追加の資料送付依頼をする場合があります。
- (5) 電話番号、メールアドレスが記載された名刺等を同封してください。

3 工事完了届出

前項と同様、工事完了届出書についても、郵送での提出を可能とします。ただし、提出する予定の書類一式を事前にEメールで送付し、担当者の事前確認を得てください。

4 留意事項

ご来庁での事前協議及び届出の提出等をされる方は、必ず事前の来庁予約をしてください。